

福岡県医発第 2182 号 (総)

平成 16 年 3 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



「自浄作用活性化委員会答申」の送付について

今般、日本医師会自浄作用活性化委員会において「自浄作用活性化を目指した具体的方策」についての答申がまとめられました。

ご参考までにお送りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和・廣瀬真恵



日医発第 986 (庶 148)
平成 16 年 3 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 坪 井 栄 孝

「自浄作用活性化委員会答申」送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、本会の自浄作用活性化委員会において「自浄作用活性化を目指した具体的方策」についての答申が取りまとめられ、本職宛提出されました。

つきましては、本答申書をご参考までに 2 部お送りいたしますので、ご査収くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

自浄作用活性化委員会答申

自浄作用活性化を目指した具体的方策

平成16年2月

日本医師会 自浄作用活性化委員会

日 本 医 師 会
会 長 坪 井 栄 孝 殿

平成14年12月19日貴職より諮問のありました「日本医師会の自浄作用活性化を目指した具体的方策」について、昨年度はプロジェクト委員会より、その「方向性」を示す報告書を提出いたしました。

本年度は、その報告書をもとに、諮問について鋭意検討を重ね、今般、別添の通り「自浄作用活性化を目指した具体的方策」についての報告を取りまとめましたので答申いたします。なお、社会情勢の変化によって、適宜見直しを考慮すべきと考えます。

平成16年2月

自浄作用活性化委員会
委員長 石 川 育 成

日本医師会自浄作用活性化委員会委員

委員長 石川 育成

委員 岩砂 和雄

委員 黒川 清

委員 米田 正國

委員 佐々木 健雄

委員 竹嶋 康弘

委員 田中 忠一

委員 寺岡 暉

(委員長以外は五十音順)

目 次

はじめに		1
自浄の啓発		1
自浄作用活性化の方策		2
報道に対する対応		4
会員の除名処分および再入会		5
非会員に関する諸問題		6
おわりに		7

はじめに

社会の変化とともに、日本の基盤を支えてきた政治、行政、教育、医療などのあらゆる分野におけるシステムの変革が求められている。特に医療に対するその声が極めて大きい。医師の職能団体としての日本医師会の自律的改革こそ急務である。

一方、情報化の進む中で、誤った報道によって医療に対する国民の不信が増幅されている現状は誠に残念である。

また、一部会員の不正行為や反省なき医療事故多発者の行為は、その報道によって多くの会員に被害や不利益を与え、医療に対する国民の不信感が募るばかりである。われわれはこの現実には真正面から取り組む事が重要であり、「自らを律する意識改革」が不可欠であることは言うまでもない。

この度、日本医師会は自浄作用活性化委員会を常設した。その目的は、会員の意識改革によって、医の倫理に反する不正行為、職業倫理に反する医療事故を根絶することにある。

国民の信頼を得るには、都道府県医師会、都市区医師会が日本医師会に呼応して自浄作用活性化委員会を設置し、すべての会員の共通認識のもとに自浄作用を活性化させ、地方から盛りあがる力と熱意によって、国民の目に見え且つ信頼に応える対応を徹底させるなど、医師会としての自律的組織再生に取り組まなければならないものとする。

本答申は大多数の善良な会員にとっては不愉快なものであるとしても、一部会員による不正行為や反省なき医療事故を根絶するために組織としての方策を明示したものであることを理解いただき、協力を願えれば幸いである。

自浄の啓発

会員の自浄は、会員個々人が「医の倫理」を認識して実践すべき問題であるが、日本医師会・都道府県医師会・都市区医師会が共通認識をもって関与しなければ、自浄は一步も進まない現状である。

もとより大多数は善良な会員であるが、ごく一部の会員が起こす不正行為や医療事故がもたらす社会的影響は極めて大きく、多くの会員が受ける不利益も計り知れない。

- (1) 都道府県医師会、郡市区医師会に会員の合意を得て「自浄作用活性化委員会」を早急に設置すべきである。
- (2) 「自浄作用活性化委員会」に弁護士、有識者などの参加も考慮する。
- (3) 不正を思わせる行為や、常識を外れた医療事故が疑われた事例に対しては、郡市区医師会レベルでいち早く情報収集を行い、都道府県医師会に報告し、互いに連携して事実の確認作業を急がなければならない。
その結果、不正行為や医の倫理に反する医療事故の事実が判明すれば、組織内において躊躇なく、しかるべき対応をしなければならない。
- (4) 会員の中には、未だに自浄作用活性化委員会設置を疑問視する向きもある。個々人の考え方だとしても、このような意見に対しては、それぞれの医師会執行部が説得に当たって理解を得、会員の足並みを揃えて対処する努力が必要である。

自浄作用活性化の方策

自浄作用活性化の目的は、不正行為と倫理に反する医療事故の根絶にある。会員資格にまで及ぶ除名などは最終的処分であり、慎重を期すべきである。

しかし、一部会員の不正行為によって被害を蒙る多くの善良な会員の不利益を考慮すれば、組織として除名を含む何らかの制裁はやむを得ないと認識しなければならない。

また、反省もなく医療事故を多発する会員に対しては、厳しく対処しなけ

ればならないことは当然である。医療事故は医療に内包する危険性からいつて起こり得るものであるとしても、無責任且つ放漫な医療行為によって起こる事故は、全ての関係法に違背するものであり、その責任を免がれることはできない。併せて患者、家族、社会に対し医療不信を増幅させることにつながる。

- (1) 医の倫理に反する不正行為による行政処分については、会員自身がこれを重く受けとめ、責任の重大さを認識しなければならない。
- (2) 都道府県医師会、郡市区医師会も、所属会員の行政処分を重く受けとめるべきである。仲間意識を棄てて厳しい対応を迫られる場合もあるが、国民の信頼を得るためには避けて通れないことである。
- (3) 医療事故防止には、常に医療の質の向上を目指す生涯教育の徹底が必要である。
- (4) 基本的には、不正行為と医療事故とを区別して対策を練る必要がある。反省なき医療事故多発会員に対して如何なる対応が必要であるかを真剣に考えなければならない。
- (5) 生涯教育制度の中に、反省なき医療事故多発会員に対する特別講座も取り入れる必要がある。都道府県医師会は、当該会員を把握し、診療科別に講座を設けることも一案であろう。
- (6) 生涯教育制度は学術団体である日本医師会の推進する制度である。すべての会員が日々進歩する医学・医療の水準を身につけて適切な医療を行うプログラムを準備したシステムである。このことの重みを自覚する結果として、その学習成果を社会に公表するくらいの積極的な広報活動が

あってしかるべきだ。言いかえれば、生涯教育の徹底によって、不正行為や医療事故の減少につながれば、日本医師会の生涯教育制度が国民に認知される日も近いと考える。

報道に対する対応

医療に関する報道も多種多様であり、必ずしも正しい報道ばかりではない。誤った報道が混在していることも事実である。個々の報道に関しては、その事実関係を詳細に調査すべきである。

不正行為あるいは医療事故の報道が事実であれば、最終的に医道審議会で審議されて処分が決定するが、事が重大な事例であれば、行政処分決定前であっても、組織として毅然とした国民に見える対応が必要である。これが組織の自律と社会に対する責任の証と言える。

再発防止についての事後対応も不可欠である。都道府県医師会、郡市区医師会が日本医師会と連携して責任をもって深く関与すべきである。

問題になるのは事実と反する誤った報道である。事実と異なる報道によって社会的制裁を受けた会員の精神的苦痛は察するに余りあり、損害も極めて大きい。組織並びに会員の名誉に関する重大事として、誰もが納得する対応が望まれる。これがなくては組織の存在意義がない。

- (1) 事実と反する誤った報道に対しては、事実確認の上で適切な対応をすることが組織の責任である。会員と組織の名誉のために、しっかりとした調査と検証と確認の上に相応の手段を講ずるべきである。
- (2) 誤った報道が明らかになった場合の対応は、○事実の公表と組織として
の見解を明示、○報道機関に対する報道根拠の明示の要求、○謝罪広告
の要求、○名誉毀損などの法的手段 などが考慮されなければならない。

- (3) 一方、医療に関する正確な報道を求めるために、常にマスコミとのパイプを維持し、意見・情報の交換や提供が必要である。場合によってはモニタリングなどのチェック機能も考慮すべきである。

このようにして医師会はマスコミと対立するばかりでなく、信頼関係と連携を構築することによって、医療に対する安心感を社会に醸成するための努力がこれからの時代には必要である。また同時に、医療に対する安全対策も一層推進しなければならない。

会員の除名処分および再入会

診療報酬に係る不正行為、医の倫理にもとる医療行為や反省なく繰り返される医療事故に対して、医師会が厳然たる態度で臨むことは、医療に対する国民の信頼を得るうえから、必要なことである。特に昨今の医療事故多発傾向や医療に対する国民の関心が急激に高まっていることに鑑み、処分等が適宜適切に行われる必要性が一段と高まっている。

- (1) 自浄作用活性化委員会の最終議論の中で、裁定委員会との関係について定款上の問題も含めて協議したが、自浄作用活性化委員会の独自性を発揮すべきとの結論であった。

都道府県医師会から重大な不正行為あるいは反省なき無責任な医療事故多発などの会員処分について意見を求められた場合は、委員会で慎重審議を行い、委員会の意見としてその審議結果を会長に報告することとした。

- (2) 都道府県医師会および郡市区医師会にも自浄作用活性化委員会が設置されて、その機能が発揮されれば、不祥事の未然防止および裁定委員会による迅速且つ適切な処分を行ううえでも、大きな効果が期待される。

- (3) 処分会員の再入会申請時においても、再発防止の観点から、過去の反省すべき点を慎重に審査し、決定すべきである。

非会員に関する諸問題

国民には、不正行為、医療事故の当該医師が日本医師会員か否か判別できない。概して、医師は日本医師会員という認識であろう。

一定規模以上の医療機関の医療事故に関与した勤務医師は、非会員が多いと思われる。しかし、日本医師会としては、非会員だからといって放置すべきではない。一方、医師会費の負担を重荷と感じ、医師会を退会する勤務医師が増える中、より良い質の高い医療を提供するために、共に自浄作用活性化に取り組まなければならないことも事実である。日本医師会は、日本医師会員であることが名誉とを感じるような組織に再構築する努力を怠ってはならない。

- (1) 非会員の日本医師会入会促進の方策として、医籍登録と同時入会が最も望ましい姿であるが、併せて保険医登録を会員に限れば、医学・医療の発展を基盤にした地域医療推進体制の一本化が進む。定款を始めとする様々な問題があるが、真剣に取り組むべき課題である。

日本医師会は、会内勤務医委員会の十分な議論を経て、全国勤務医協議会などの場で、勤務医師の入会に積極的に粘り強く取り組むべきであろう。

- (2) 医籍登録と同時に入会することの議論や保険医を日本医師会員に限ることについての議論は、会員には賛同者が多いようである。法律的にもいくつかのクリアすべき壁があり、簡単なことではないにしても、今後の重要課題であると認識すべきである。

- (3) 委員会の議論の中で、弁護士会のような強制加入組織を望む意見が多か

った。入会規程、組織形態などを参考にすべきだが、強制加入となれば、法律によって規制されることが多く様々な問題があり、今後深い議論が必要である。

おわりに

医療は国民のために存在する。われわれは国民に対して安全で良質な医療を提供する義務がある。

しかし、現実には説明義務などの初歩的義務の履行がなお不十分である。患者はリスクを承知で自己決定するが、患者の身になった誠心誠意の説明が充分になされているだろうか。不法行為や注意義務、説明義務に加えて、事故発生の予見義務、回避義務などの「医療の基本に関わる関係法」を熟知すべきである。

患者、家族、親族に対して前述のような基本義務を完全に履行することが重要であり、患者側が納得するまで説明すべきである。医師の独善的・自己満足的医療行為は自ら蔽に慎まなくてはならない。功名心や実力を超える手術など論外である。

一方、いわゆる不正行為といわれるものには、保険医療の不正請求、医師の職業倫理に反する行為、刑事事件として扱われる反社会的行為など、到底許されない行為がある。国民から医師の人間性が問われることを深く心に留めるべきである。

日本医師会は、都道府県医師会、都市区医師会の意見に耳を傾けて緊密に連携し、多くの会員が十分に納得するような適正な処分を行う責任がある。

また、日本医師会の生涯教育制度は、医師として当然研修すべきものであることを会員の認識の上に定着させ、その成果を社会に対して公表する積極的広報活動も重要課題であることを強調したい。

最後に、本委員会は、最終的にあらゆる不正行為の根絶を主眼とするものであって、会員の処分を主眼としたものでないことを改めて明記しておく。